

第3章

快適で安心できる
住みよいまち



第1

定住の促進

現状と課題

人口減少、若者の流出、少子化などの問題を抱える本町にとって、住環境の整備により定住化を図ることは、重要な課題となっています。

現在、町が管理する住宅は、町営住宅 109 戸、若者定住住宅 18 戸、特定公共賃貸住宅 18 戸があります。本町は民間のアパート等の住宅供給がなく、公営住宅の需要は増加しています。老朽化した公営住宅の改善や町内の空き家の有効利用も考慮しながら、U・I ターン者、若者定住としての住宅整備を、町の総合的な住宅供給計画をふまえながら、計画的・効率的な住宅の供給を行う必要があります。

居住環境においては、上水道普及率が 73.6% となっているものの、未普及地区があり、水道施設の整備が必要となっています。下水処理においては、公共下水道処理区域外では、ハ神地区において農業集落排水で処理されているほか、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

また、近年の積雪（最深）が 100cm となる本町では、冬季の除雪対策も、良好な居住環境を維持していくための大きな課題となっています。

その他にも、定住化に向けた受け入れ体制づくりの強化など、定住促進に向けた早急な仕組みづくりが求められます。

■ 水道普及率の推移

	行区域内 総人口	箇所数	計画給水 人口	現在給水 人口	(人、箇所) 普及率
平成14年	6,413	6	7,244	4,819	75.1%
平成15年	6,356	6	7,244	4,680	73.6%
平成16年	6,573	6	7,244	5,003	76.1%
平成17年	6,152	6	7,271	4,861	79.0%
平成18年	5,937	6	7,271	4,804	80.9%

（資料：島根県統計書）

■ 下水道接続状況

区分	H16.3.31	公共下 水道	農集	合併淨 化槽	合計	全体	
						人口・世帯	割合
処理 人口	H16.3.31	1,820	224	1,005	3,049	6,325	48.2%
	H17.3.31	2,233	224	1,159	3,616	6,174	58.6%
	H18.3.31	2,699	224	1,169	4,092	6,076	67.3%
接続 人口	H16.3.31	589	202	874	1,665	6,325	26.3%
	H17.3.31	912	198	1,004	2,114	6,174	34.2%
	H18.3.31	1,114	201	1,037	2,352	6,076	38.7%
接続 世帯数	H16.3.31	237	80	245	562	2,234	25.2%
	H17.3.31	322	83	280	685	2,197	31.2%
	H18.3.31	389	87	306	782	2,179	35.9%

（資料：建設課）

■ 公営住宅の管理戸数

名 称	建設年度	構造	戸数
町営住宅	上市第3団地	木造平屋	5
	赤名小前住宅	木造2階	1
	衣掛団地	簡・耐2階	10
	衣掛第2団地	木造平屋	4
	野萱第1団地	木造2階	4
	野萱第2団地	簡・耐2階	10
	東上住宅	簡・耐平屋	3
	古城団地	簡・耐2階	7
	古城団地	鉄筋コンクリート2階	4
	古城団地	耐火構造3階	30
	芦津見団地	木造平屋	4
	八神団地	木造平屋	2
	八神東団地	木造平屋	2
	頓原団地	耐火構造3階	12
	赤名住宅	木造平屋	1
	中通団地	木造2階	2
	小田住宅	木造2階	5
	谷住宅	木造2階	1
		木造2階	1
県営住宅	赤名団地	木造2階	1
	特定公共賃貸住宅 杉戸団地	鉄筋コンクリート3階	14
		耐火構造3階	世帯 9
			単身 3
	若者定住向け公社賃貸住宅 杉戸団地	準耐火構造2階	6
若者定住向け公社賃貸住宅 コーポラス古城	平成8年	耐2階、木造2階	6
	平成5~6、13年	(平成 18 年 4 月 1 日現在)	12

施策体系

定住の促進

- 1. 定住促進のための住環境の整備
 - (1) 住宅の整備
 - (2) 上下水道の整備
 - (3) 除雪体制の充実
- 2. 定住促進のための仕組みづくり
 - (1) 定住相談窓口の充実
 - (2) 定住環境情報の提供

施策の内容

1 定住促進のための住環境の整備

(1)住宅の整備

定住を促進するため、若者と高齢者が共同して暮らすことができる多世代共同住宅や、周辺に飲食店や生活用品店を併設した住宅などを検討し、老朽化している住宅については、計画的な改修・修繕を行います。民間事業者と連携を図りながら地域に分散した住宅供給を行い、U/Iターン者の生活の場を確保し、地域全体の活性化を図ります。

また、U/Iターン者の住宅確保策として、所有者の協力を得ながら、空き家の有効活用を図ります。

これらの住宅情報の提供を一元的に行うシステムづくりと、情報発信基地を構築します。

(2)上下水道の整備

上水道の整備については、未整備地区の解消に向けて水道施設の整備を進めるとともに、老朽管の計画的な更新を図ります。

下水道の整備については、公共下水道事業の早期完了及び加入促進を行うとともに、合併処理浄化槽設置事業により、計画的な普及を図ります。

(3)除雪体制の充実

冬季の除雪作業の効率化を図るため、除雪機械の更新を図ります。また、国道の自歩道の早期除雪を要望していくなど、歩行者の安全の確保に努めます。

また、地域での助け合いの中から高齢者世帯の屋根の雪下しなど地域全体で取り組むシステムづくりを進めます。

2 定住促進のための仕組みづくり

(1)定住相談窓口の充実

U I ターン希望者への情報提供や都市部へのPRを進めるとともに、定住に関する相談窓口の充実を図ります。また、定住相談員などにより、定住支援だけでなく、組織として、転入後の日常生活における相談等の支援も行っていきます。

(2)定住環境情報の提供

町の現状や働き場、住居に関する情報提供を町ホームページ等で紹介するシステムをつくるとともに、出身者会・姉妹都市などへの情報提供を行い、定住化を促進します。

第2

快適に暮らせる生活基盤づくり

現状と課題

快適に暮らすために必要な生活基盤として、道路・交通・情報基盤の充実が必要となっています。

道路については、松江・広島間を結ぶ陰陽の連絡道として国道54号が重要な役割を担っていますが、迂回路のない老朽化した赤名トンネルの改良や晴雲トンネルの改修、自歩道等の交通安全施設の整備などが必要であり、出雲圏域とむすぶ唯一の道路である国道184号は未改良区間の早期改良が望れます。

また、主要地方道邑南飯南線、一般県道吉田頓原線、佐田八神線の未整備区間の改良整備が望れます。

町道については、これまで重点的、計画的に整備を図り改良率64.4%、舗装率78.6%まで向上しました。しかし、早期改良を行った幹線道路については、交通量の増加による舗装の劣化がひどく、幅員も狭いことなどから二次改良を計画的に進めて

いく必要があります。また、現在建設中の志津見ダムに関連した周辺道路について、付け替え工事に併せて整備を進める必要があります。

公共交通については、現在、広島松江間、広島出雲間の高速バスが頓原・来島・赤名駅の3ヶ所に停車するほか、赤名三次間、赤名大田間を民間事業者がバス運行し、町内は生活路線バスと巡回バスを町で運行しています。また、バス利用者の利便性の確保を図るため、道の駅、CATVで乗り継ぎ情報の提供を行っています。

情報基盤については、赤来地域では平成10年度に地域情報化の拠点施設として「コミュニティネットあかぎ」を開局し、町内CATV網を構築しました。頓原地域では平成15年度にCATV網を整備し、合併と同時に広域連携による「雲南夢ネット」として、自主番組の放映など情報提供を行っています。

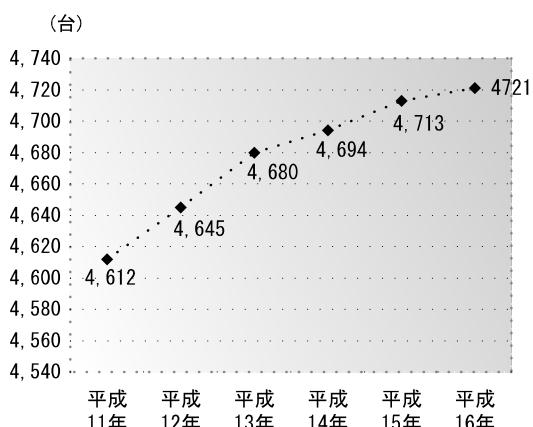
■ 道路改良率・舗装率

路線	総延長	改良済延長	改良率	内訳		備考
				改良済	改良率	
国道	一般国道54号	22,907m	22,907m	100.0%	広島県界～雲南市界	
	一般国道184号	25,978m	12,720m	49.0%	出雲市界～国道54号下三日市三叉路	
主要 地方道	川本波多線	7,427m	7,427m	100.0%	大田市界～雲南市界	
	邑南飯南線 (旧瑞穂赤来線)	8,673m	7,553m	87.1%	美郷町界～国道54号東上住宅三叉路	
一般 県道	美郷飯南線 (旧邑智赤来線)	1,950m	1,950m	100.0%	美郷町界～邑南飯南線交差	
	吉田頓原線	7,490m	5249m	70.1%	雲南市界～国道54号頓原交差点	
	佐田八神線	4,407m	2,280m	51.7%	雲南市界～国道184号獅子尻交差点	
	頓原八神線	7,124m	7,125m	100.0%	国道54号頓原橋三叉路～佐田八神線獅子三叉路	

路線	総延長	内訳					路線数
		改良済	改良率	舗装済	舗装率	橋梁数	
一級	59,666m	55,556m	93.10%	55,494m	93.0%	38	55,494m
二級	40,074m	26,570m	66.30%	34,111m	85.1%	56	34,111m
その他	184,448m	10,865m	54.70%	133,740m	72.5%	170	133,740m
合計	284,188m	182,991m	64.40%	223,345m	78.6%	264	223,345m

(資料：建設課)

■ 保有自動車の推移



(資料：島根県統計書)

■ 生活路線バスの運行状況

道路運送法第80条運行

路線名	谷線 赤名花栗線 頓原伊比橋線 頓原佐田線 真木線 丸山線

道路運送法第21条運行

赤来巡回バス

施策体系

快適に暮らせる生活基盤づくり

- 1. 計画的な土地利用の推進
 - (1) 土地利用計画の策定
 - (2) 地籍調査の促進
- 2. 道路網等の整備
 - (1) 道路の整備
 - (2) 道路網の安全対策
- 3. 交通対策の推進
 - (1) 生活路線バス・スクールバスの利便性の向上
 - (2) 広域交通路線の確保
- 4. 地域の情報基盤の充実
 - (1) 情報通信網の整備
 - (2) 地域情報化計画の策定
 - (3) 地上デジタル放送の対応

施策の内容

1 計画的な土地利用の推進

(1) 土地利用計画の策定

貴重な地域資源を有効活用しながら、快適に暮らせる生活基盤づくりを計画的・総合的に進めるため、土地利用計画を策定します。

(2) 地籍調査の促進

地籍調査の進捗率は 56%となっており、今後も計画的に調査を進めます。また、地理情報システム（G I S）を活かした新たなサービス提供を進めます。

2 道路網等の整備

(1) 道路の整備

生活の基盤である道路網整備は、公共交通機関に恵まれない本町では特に重要であり、それぞれの機能に応じた整備を行っていきます。

国道 54 号の赤名トンネルの改良と晴雲トンネルの改修や国道 184 号の未改良区間の早期改良を関係機関へ要望していきます。

また、主要地方道及び一般県道についても、早期全線改良を関係機関へ要望していきます。

町道や農道の整備については、整備計画を定め、計画的に進めます。

(2) 道路網の安全対策

歩行者の安全を確保するため、道路の拡幅や歩道の整備、交通安全施設の設置を進めます。

また、山間部の道路においては、落石等の危険箇所が多く見受けられることから、計画的な改良を進めます。

3 交通対策の推進

(1)生活路線バス・スクールバスの利便性の向上

生活路線バスやスクールバスについて、子どもや高齢者・障害者等がより利用しやすい、地域に親しめる効率的な運行を図ります。また、バスの老朽化に伴い、より快適に利用できるよう、バスの更新を行います。

(2)広域交通路線の確保

広域交通バス路線を近隣市町との連携運行を検討するとともに、CATVなどの情報通信網を活用したバス乗り継ぎ情報の発信など、バスの接続と連絡の向上策を図ります。

4 地域の情報基盤の充実

(1)情報通信網の整備

CATVなどの情報通信網を活用し、保健、医療、福祉、産業、教育などあらゆる分野での地域情報提供と本町で最もふさわしい情報通信整備を検討し、CATVの双方向通信サービスなど多面的な活用を図ります。

そのため、情報技術の普及に努め、情報技術に対応した人材の育成に取り組むとともに、より多くの住民が活用できるようIT講習などの学習機会の充実を図ります。

また、携帯電話不感地域の解消など地域に密着した情報通信網の整備を行います。

(2)地域情報化計画の策定

効果的な情報化を図るため、地域情報化計画の策定に取り組みます。

(3)地上デジタル放送の対応

雲南市・飯南町事務組合と協議し、地上デジタル放送への対応を図ります。

第3

安心して暮らせる防災・防犯対策の充実

現状と課題

火災については、年間5～8件の出火があり、特に建物や林野からの出火が多くなっています。消防体制として、常備消防については、平成6年に木次町外4町雲南消防組合に加入し、旧頓原町に飯石分署を新設し、防災・救急業務等の共同処理を行ってきました。

非常備消防については、過疎化、高齢化の中で団員の確保が難しく、定数に満たない状況にありますが、消防団は地域防災の要であり、消防団の活性化を図りながら充実・強化に努める必要があります。

交通事故については、国道54号を中心年間20～30件の事故が発生しています。近年では20名程度の負傷者が出ており、交通安全対策の充実も求められます。

また、近年では、全国的に、子どもに対する犯罪が多発しており、地域ぐるみで取り組む防犯体制の確立が必要となっています。

■ 火災発生件数及び損害額

	出火件数					焼損棟数				り災世帯			り災人員	死者	負傷者	
	総数	建物	林野	船舶車両	その他	全焼	半焼	部分焼	ぼや	全損	半損	小損				
平成10年	5	1	1	1	2	0	1	1	0	0	0	1	1	6	0	0
平成11年	7	5	2	0	0	4	0	0	2	2	1	1	15	0	2	
平成12年	6	1	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成13年	7	3	3	0	1	1	1	0	1	0	1	1	4	0	1	1
平成14年	8	4	3	1	0	4	0	3	0	3	0	2	6	1	1	1
平成15年	2	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	5	1	0	
平成16年	5	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
平成17年	5	4	1	0	0	2	0	2	0	1	0	0	1	0	0	1

	焼損面積			損害額(千円)				
	建物 床面m ²	建物 表面m ²	林野a	総額	建物	林野	船舶・車両	その他
平成10年	33	21	1	2,986	2,883	0	101	2
平成11年	302	1	22	17,280	15,418	94	0	1,768
平成12年	20	0	9	95	54	34	0	7
平成13年	852	3	33	21,629	21,606	5	0	18
平成14年	415	5	7	11,791	10,337	32	1,422	0
平成15年	76	0	0	7,125	7,101	0	0	24
平成16年	597	0	23	27,654	27,254	0	400	0
平成17年	415	0	15	33,403	33,403	0	0	0

(資料：消防年報)

■ 死傷者数・道路別事故発生件数の推移

(件)

	発生件数	国 道			地 方 道					死 者	傷 者
		54号	184号	計	主 要 地 方 道	一 般 県 道	市 町 村 道	そ の 他	計		
平成10年	35	26	2	28	0	3	2	2	7	0	53
平成11年	15	12	0	12	0	0	3	0	3	2	18
平成12年	26	15	0	15	0	3	8	0	11	2	33
平成13年	20	10	3	13	3	2	1	1	7	0	27
平成14年	21	17	1	18	1	0	2	0	3	2	21
平成15年	20	14	0	14	1	1	4	0	6	0	36

(資料：島根県統計書)

施策体系

安心して暮らせる防災・防犯対策の充実

1. 防災組織の育成と防災施設の整備

- (1) 防災計画の推進
- (2) 防災マニュアルの作成
- (3) 災害危険箇所の解消
- (4) 消防団活動の充実
- (5) 消防施設の整備と装備の近代化
- (6) 防災行政無線などの整備

2. 交通安全・防犯体制の充実

- (1) 交通安全対策
- (2) 地域ぐるみでの防犯活動の推進

施策の内容

1 防災組織の育成と防災施設の整備

(1)防災計画の推進

飯南町地域防災計画及び平成18年度に作成する国民保護計画に基づき、町、関係機関、住民などが全機能を発揮し住民の生命、身体及び財産の保護に努めます。また、地域の実態に応じ適宜計画の見直しを行い、地域防災体制の充実、強化を行います。

(2)防災マニュアルの作成

災害時の迅速な対応、行動等をわかりやすく整理した防災マニュアルを作成し広く周知を図るとともに、町、防災関係機関など全町が一体となった防災訓練を実施します。

(3)災害危険箇所の解消

急傾斜地等の崩壊危険箇所の把握に努め、防止対策事業により、自然災害の危険箇所の解消に取り組みます。

(4)消防団活動の充実

消防団組織の担い手の育成、女性消防団員の募集、消防団の再編成など活性化方策を進めるとともに、自治消防組織の育成など消防活動の充実を図ります。

(5)消防施設の整備と装備の近代化

水利が貧しい地域への防火水槽の整備、地区拠点施設整備にあわせた地域防災センターの整備や消防装備の近代化など一層の充実を図ります。

(6)防災行政無線などの整備

災害時の情報伝達方法として、無線のデジタル化にあわせて、赤来地域と頓原地域が統一した施設となるよう防災行政無線の整備を検討します。

また、この整備については、情報通信基盤整備とあわせた合理的な整備を検討します。

2 交通安全・防犯体制の充実

(1)交通安全対策

交通安全対策協議会を中心として、住民の交通安全意識の高揚を図ります。また、歩行者の安全を確保するため、歩道の整備や交通安全施設の設置を進めるとともに、歩道の段差の解消などに努めます。

(2)地域ぐるみでの防犯活動の推進

犯罪の発生を未然に防止するため、住民の防犯意識の高揚を図りながら、家庭、学校、職場、地域、警察、消防、行政が一体となった防犯活動を推進するとともに、防犯設備の整備を進めます。